

賠償金支払いの説明責任は

新政会
大辻 裕彦



町長 経緯については説明してきた



▲議会本会議が行われる議場

問 職員の降格人事について、町長は常にその正当性を主張し続けているが、そのことを法廷で主張したか。また司法判断を認めるか。

答 法廷ではすべて顧問弁護士に対応を委ねていた。司法判断には従わざるを得ない。

問 国家賠償法により賠償金を支払うことになったが、この件をどのように解釈して補正予算を提出したか。

答 大阪高等裁判所の判決が確定しており、これには既判力があり判決に従わざるを得ないと解釈し補正予算を提出した。

問 補正予算審議の際に結審された判決文を議会運営委員会に示さず、本会議にも30分程度しか開示しなかった法的根拠はあるのか。

答 判決文の中に個人情報報が多数含まれていたことへの配慮である。

問 最高裁判所に上告できなかったのは議会の責任であるかのような町長の発言があったが、町長は議会に対してどのような認識をもっているか。

答 平成22年12月臨時会において、「上告の提起及び上告受理の申し立てについて」の議案が否決されたことについて申し上げている。

問 この賠償金は住民の血税をもって支払われるが、住民にどのように説明するのか。

答 いろいろな機会をとらえ、経緯などについては説明してきた。

再任用制度の条例化を

新政会
奥田 俊則



三村理事 現在検討中である



▲工事中の古宮の大池

問 再任用制度は年金の支給開始年齢の引き上げに伴い、全国的にも制度化が進んでいる。しかし、播磨町には関連する条例や規則がなく、平成25年度中には必要だと考える。新たな再任用制度の条例化を速やかに行う考えは。

答 雇用と年金の接続は大きな課題であると認識している。国においては、「地方公務員の雇用と年金の接続に関する制度概要(案)」は示されているが、所要の法案の制定を待ち、同法案の趣旨に則

り、再任用制度を導入するかそれとも、現行の地方公務員法に規定されている再任用制度を導入するのかについては現在検討中である。

大池の浚渫工事の進展は
大西 県が実施し
統括 26年度完了予定

側溝のない道路の改良は
木村 今後の進め方を
理事 検討する

問 道路に排水施設がないために、住民が迷惑している現状があり、道路の改良は。

答 道路には排水のため必要がある場合において、適当な排水設備を設けるものとされているが、町内の道路整備にはさまざまな経緯があり、側溝のない道路もある。現在、浜幹線事業を推進しているため、事業完了後に財政上も含め進め方を検討していきたい。

12月11、12日の両日、10人の議員が一般質問を行い、町政全般にわたり町当局の考えをいただきました。

災害時協力井戸の制度化を

新政会
神吉 史久



三村理事 調査・研究する



▲全国的に実施が広がっている災害時協力井戸制度 (大阪府 HP より)

問 大規模災害が発生した際の断水長期化に備え、他の自治体でも実施されている、災害時協力井戸制度を創設する考えは。

答 井戸水は生活用水としては十分に活用できるものと考えている。この制度については、近隣の状況などを調査・研究する。

問 避難所となる学校などの公共施設に、災害時の給水場所となる井戸を設置する考えは。

答 学校にはプールがあるので、プールの水の活用を必要とする。

教育を含む子ども行政の一元化を
町長 検討する予定はない

問 妊娠・出産から学校教育までの子ども行政の一元化のために今回提案されている「こどもグループ」は教育委員会に置くべきでは。

答 母子保健も含めたかなりの業務を教育委員会に移す必要性があり、検討する予定はない。

問 今の法律の中では、教育に関連するものは教育委員会ではできない。では、どのようにワンストップを実現するのか。

答 今後、法的な解決ができれば、新設する部署に一元化していきたい。

問 子ども行政の充実には保護者への支援も重要になる。そのため、教育委員会と福祉担当部署が隣接するよう、部署を再配置する考えは。

答 大幅な執務室の異動は困難で、再配置の考えはない。

住民と原告への謝罪は

新政会
河野 照代



町長・副町長 謝罪については考えていない



▲降格処分訴訟を審理した神戸地方裁判所姫路支部

問 元職員の降格処分訴訟は、神戸地方裁判所姫路支部で、裁量権の乱用にあたる法令違反で損害賠償金の支払いを命じる判決が下った。法令違反とは、どのようなことか。

答 「裁量権の行使として合理的な範囲内にあるものと認められない」と判断されている。

問 町の顧問弁護士の見解は。

答 「大阪高等裁判所の判決が確定しており既判力があり、控訴しても結論が変わる見込みなく、判決に従わざるを得ない」とのことであり、謝罪については考えていない。

問 住民には経緯などを説明している。謝罪については考えていない。

答 住民の血税からの賠償に対しても謝罪なく、今回の神戸地方裁判所姫路支部の判決を認めないのなら、民事訴訟法第45条に則り、清水町長は個人として、なぜ控訴しなかったのか。

問 個人としてできるものではない。

答 10月臨時会での「非があるのは原告である」の町長発言は撤回すべきで、謝罪が必要では。

問 町長の思いを述べたものであり撤回については、考えていない。

問 一連の裁判は誰が被告か。

答 播磨町である。

問 控訴の意思決定は誰が行うのか。

答 議会の議決を必要とする。

問 この裁判の判決を受け入れた播磨町は、再発防止策について示し、住民と原告に謝罪すべきでは。

答 住民には経緯などを説明している。謝罪については考えていない。